

令和4（2022）年度

社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

コロナウイルス感染症の拡大は、2年が経過した今も、いつ収束するのか分からない状況にある。休業や失業などによる収入の減少、住居の維持の困難化など生活に困窮する人びとの急増、孤立・孤独の深刻化、自殺者の増加など、深刻かつ多様な生活課題や福祉課題が顕在化してきている。とくにパートやアルバイト等不安定雇用にある若者、ひとり親世帯、外国人など生活基盤が脆弱であった人びとはより厳しい影響を受けている。この間、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金のコロナ特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）は、令和4年1月時点で22億円（全国は1兆3千億円）を超える未曾有の規模となっている。

また、少子高齢化や地域・家族の機能の弱まりもあり生活課題や福祉課題は深刻化してきており、対象者別、分野別の支援では解決できなくなってきた。本会が進める支援の取り組みの現場では、以前から認識されていた課題ではあるが、8050世帯やダブルケア、ヤングケアラー、いわゆるごみ屋敷の問題のように、制度の狭間に陥っていたり、支援の受入拒否があったりするなど、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい生活課題が増えてきている。

国は、こうした状況により平成29年度社会福祉法を改正し、分野別、年齢別に縦割りであった支援を、本人中心の「丸ごと」の支援となるよう、個人やその世帯の生活課題を把握し、解決していくことができる包括支援体制の構築を旨とした。さらに、令和2年の改正により、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に展開する重層的支援体制整備事業を創設し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりを進めている。

しかしながら、法や制度の改正だけでは、地域共生社会の実現は困難である。本会が目ざすべき「ともに生きる豊かな地域社会」の実現には、一人ひとりの困りごとや状況に合わせ、課題解決を旨とする支援とつながり続ける支援を組み合わせることで、その人が自分らしく暮らしていける支援が必要となる。また、住民と専門職の連携、協働を促進させ、支援を必要とする人を早期発見し、課題の深刻化を防ぐとともに、支えられるだけではなく支える側になるような参加支援、地域づくりに向けた支援が必要となる。

東成区では、おまもりネット事業、ふれあい型食事サービス活動、見守り活動等の地域福祉活動、緊急時安否確認かぎ預かり事業等の多機関、多職種との連携、協働による事業が実施されている。また、地域ケアネットワーク連絡会が各地域で開催され、地域福祉の推進に向けた話し合いが行われている。これらの事業や活動、会議は、地域のつながり、組織のつながりを大切にした取り組みであり、地域共生社会の実現に向けて大切にしていける東成区の財産として継続していけるよう推進する。

これらを踏まえ、令和4年度は次の5つの項目を柱に事業を推進していく。

〔事業推進の柱〕

- ① 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域づくり
- ② 「断らない相談支援」に向けた相談窓口の分野を超えた連携、医療・介護のネットワークづくり
- ③ 暮らしにくさの解決に必要な、新しいサービスや活動の検討及び実施
- ④ 地域福祉活動への参加と人材育成、さまざまな支援、サービスにつながりやすくなる情報発信
- ⑤ 平時からのつながりを大切にした災害時の準備と連携の強化

I 法人運営事業及び地域福祉推進事業について

1 法人運営事業（事業活動支出 8,075,000円）

東成区社会福祉協議会は、東成区における地域福祉の推進を目的とした地域福祉推進事業をはじめ、介護保険事業等、さまざまな事業を実施しています。社会福祉法人として、地域社会への貢献と積極的な情報公開に努め、組織強化を図る。

① 会員の拡充

幅広く充実した活動を展開するため、賛助会員の拡充に努め、地域福祉の推進に向けた参加意識の高揚を図り、安定した財源の確保と組織強化に努める。

② 調査・研究活動の強化

地域における福祉活動情報について把握し、新たなサービスや福祉活動の検討及び実施につなげる。

③ 内部研修の強化

相談窓口の分野を超えた連携、医療・介護のネットワークづくりのため、組織内縦割りをなくし、事業進捗や活動情報を共有連携して推進し、チーム力の強化を図る。

④ 広報活動の充実：社協の「発信力」「ICTの活用によるあらたな情報発信」の強化

- ・ 広報紙 社協だより「ひがしなり」の発行(年2回)
 - ： 区民に必要な情報、伝えたい情報がしっかりと伝わる紙面づくり。
 - ： 区役所の広報と連携した情報発信。
- ・ リーフレットを活用した周知啓発
 - ： 区民への説明や関係機関への周知及び啓発に活用。
- ・ ホームページ等インターネットを活用した情報発信
 - ： ホームページのリニューアルを実施。
 - ： Facebook、Twitterを活用し、即時性のある情報を発信。
- ・ 子育て支援情報紙「ふれあい子育てねっと」の発行（年6回）
 - ： 区内の子育て支援関係機関と協働で紙面製作し、子育て世帯へ届ける情報紙を発行。
- ・ “きづくちゃん”の区内でのふれあい・交流参加広報活動
- ・ 感染予防対策の継続・環境整備強化

⑤ 共同募金運動への協力

共同募金の受付業務。広報周知、資材の配布、募金活動について協力を行い、地域福祉推進の財源確保を目指す。

⑥ 日本赤十字社の活動への協力

日本赤十字社社資募集の受付業務。社員募集の案内・広報・周知、資材の配布や研修の開催協力。

⑦ 区在宅サービスセンターの管理運営

令和2年に経年劣化の配管亀裂による漏水発生が度重なり、高コスト・不具合の影響からボイラーの撤去及び給湯設備改修工事をおこなった。その後は、受託している事業に係る人員配置スペースの確保や文書等保管確保の為に書庫改修などの施設整備を行ってきた。窓口における多様な相談・来館者対応にかかる危機管理対策、施設の敷地内だけでなく、周辺地域への影響や災害時等の対策も含め、建物の維持管理を計画的に行い、適切に運営していく。

2 善意銀行事業（事業活動支出 1,100,000円）

広く区民の皆様や団体、企業の方などからの寄付は、地域福祉向上・推進のため「東成区地域福祉活動推進支援助成事業」への助成金払出しにより活用するほか、古くなった貸出用車いすの修繕費用や入替購入経費、また区内を活動拠点としている各種活動団体の記念事業への支援やその活動と区が連携・協働していくために必要な経費助成等に活用する。

また、今後も社会貢献事業等に取り組む企業・労働組合、グループからの寄付金や地域の福祉活動・ボランティア活動をしたい区民からのご寄付を受付けるなど積極的に周知広報する。

3 福祉募金事業（事業活動支出 1,000,000円）

新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化により、これまでこの福祉募金を原資として助成をしてきた行事が中止や延期、縮小された。しかしながら、区民が主体的に参加できる行事は、地域を活性化していくうえで、今後も必要不可欠であることから、東成区地域女性団体協議会と校下社会福祉協議会、地域福祉関連の行事への助成を行う。これまでから助成してきた行事については、前年度の実施状況を鑑み、前年度からの繰越金も有効に活用する。この福祉募金活動が充実し、継続されることで、各団体への助成が充実していくことから、関係団体への情報発信、募金協力を依頼し、事業推進を図る。

4 地域福祉活動支援事業（事業活動支出 50,659,000円）

地域福祉活動を推進するために、校下社会福祉協議会等の役員や地域福祉活動者に対して活動の支援情報提供や学習会、研修会の開催等を行う。またボランティア活動等の支援では、ボランティア養成講座や福祉教育等を積極的に開催し、ボランティア活動への参加を促進する。

① 地域福祉活動に対する助言・指導等事業

- ・ 地域福祉活動の状況把握と支援や情報提供
 - ： 校下社協役員や活動者を対象に、情報提供や活動支援をおこない、地域福祉活動に関する情報を提供。
 - ： 校下社協や地域活動団体が実施している地域福祉活動に出向き状況把握と活動への助言・指導により支援。
 - ： 地域福祉活動に取り組む地域住民、活動者への助言・指導、情報提供。
- ・ 地域福祉活動者等を対象とした研修会、学習会の開催及び支援
 - ： 地域福祉活動の充実を目的とした研修会を開催。
 - ： 広く区民を対象とした、「社会福祉講演会」を開催。
 - ： 見守り相談室との連携により各校下での「みまもり声かけ訓練」の開催。
- ・ 地域生活支援システム等への参画と機能強化
 - ： 東成区地域生活支援システムにおける、子育て支援や健康づくり推進などの専門分野別実務者会議へ参画。
 - ： 地域ケアネットワーク連絡会等を開催し、地域福祉活動の支援や個別支援課題検討。
- ・ 広報・啓発
 - ： 広報紙 社協だより「ひがしなり」 2回発行
 - ： 子育て支援情報紙 6回発行

- : リーフレットの作成 1回
- : ホームページのリニューアル及び更新 適宜
- : Facebookによる情報発信 適宜

② ボランティア活動等の支援事業

- ・ ボランティアグループの活動やボランティア募集の周知、啓発を支援。
- ・ ボランティア研修会や活動に必要な学習会の開催を支援。
- ・ 各校下のボランティア交流を目的とした連絡会の開催を支援。

③ 地域福祉推進のための連絡調整事業

- ・ 地域福祉課題の把握と解決に向けた連絡調整、検討・協議
 - : 各種連絡会等へ参加し、課題把握、関係機関等との連絡調整。
 - : 地域福祉課題に関する情報共有、検討会議等の開催、参画。
- ・ 社会福祉施設・福祉サービス事業者等の連絡会等、連携・活動支援。

④ 「区災害ボランティア活動支援センター」の設置及び総合調整等

- ・ 「区災害ボランティア活動支援センター」の設置について、区役所等との連絡調整
- ・ 職員対象に区災害ボランティアセンターの運営について学習会の実施。
- ・ 区災害ボランティアセンター運営について広報周知、ニーズ受付、ボランティア活動の調整等について確認及び訓練の実施。

⑤ 車椅子等の貸出事業

- ・ 車椅子貸出事業
 - : 校下社協と協力し、車椅子短期貸出事業を実施し、日常生活の自立を支援。
- ・ 高齢者疑似体験装具、妊婦体験教材の貸出事業
 - : 福祉教育等で使用する高齢者疑似体験装具（成人用）セットの貸出し。
 - : 福祉教育、ボランティア講座で使用する妊婦体験セットの貸出し。

5 共同募金配分金事業（事業活動支出 5,800,000円）

共同募金配分金を活用し、高齢者・障がい者・児童の福祉事業等を推進することで、それぞれが孤立することなく、また、つながりづくりなどができるよう事業を実施する。

① 高齢者福祉事業

- ・ 高齢者福祉月間を推進及び金婚お祝い
 - : 校下社協と連携し、地域における高齢者福祉活動を支援。
 - : 敬老会行事開催支援。
 - : 金婚お祝い品の贈呈。

② 児童・青少年福祉事業

- ・ 東成区民まつりへの参画
- ・ 地域における子育て支援
 - : 地域における子育て支援ネットワークの形成と子育て支援に関する啓発に取り組む。

③ 障がい者（児）福祉事業

- ・ 緊急用食料品給付事業（米・味噌汁・缶詰等の現物給付）

- ： 様々な事由により、今日食べる食料がない支援対象者に対し、2～3日分の食料を給付し、緊急時の支援をする事業を実施。
- ・ 就職面接時整容準備事業(就職面接用スーツの給付等)
 - ： 生活困窮により、就職を希望しているが就職面接に必要なスーツ等が無く、また整髪や入浴などの費用を準備できない方に対し、就職面接に向けた整容支援をする事業を実施。
- ・ 福祉専門職を対象とした講座(研修)の開催。
 - ： 福祉専門職が依存症等に対する知識を学び、有効な支援が行えるよう講座を開催。
- ・ 障がい者の居場所づくり
 - ： 障がい者が気軽に集まれる居場所をつくり、運営も当事者でおこなえるよう支援する。

④ 福祉育成・援助事業

- ・ 東成福祉まつり「ふれあい広場」の開催
 - ： さまざまな区民が出合い、交流できる場として、区民センターにて開催。
 - ： 福祉関係団体が協働する場として「ふれあい広場実行委員会」を設置し、企画内容を検討。
- ・ 校下社会福祉協議会の活動支援
 - ： 各校下社会福祉協議会が実施する敬老会等の地域福祉活動を支援。
- ・ おまもりネット事業の推進支援
 - ： おまもりネット事業推進に必要な手帳・カードの作成を支援。
- ・ 民生委員協議会の活動支援
 - ： 各地区民生委員協議会が実施する児童施設友愛訪問事業などの福祉活動を支援。
- ・ 社会福祉講演会の開催
 - ： 地域福祉活動への啓発を目的に、社会福祉講演会を令和4年2月に開催。
- ・ 広報・啓発
 - ： 地域福祉活動の住民への広報・啓発のために、社協だより「ひがしなり」を発行(年2回)。
 - ： 区社協の福祉活動啓発のためのリーフレットを活用しての周知・啓発。
 - ： ホームページにおいて地域情報の発信。

6 ボランティア活動・市民活動の推進・地域福祉推進基金事業(事業活動支出 1,350,000円)

ボランティア活動・市民活動を推進するために、東成区ボランティア・市民活動センターを設置運営する。また、ボランティア活動やボランティアグループの活動支援を行うことで、活動の活性化を目指す。

① 東成区ボランティア市民活動センターの運営

- ・ 運営委員会の開催(年3回)
 - ： 東成区において、ボランティア活動がより充実していくよう、それを支援するボランティアセンターとしての機能、役割を検討。
- ・ 地域福祉活動推進支援助成事業の実施

② ボランティア活動への支援

- ・ ボランティア活動者の登録受付、需給調整。

- ・ ボランティア保険加入受付、助成金案内等の情報提供。
 - ・ ボランティア活動紹介、ボランティアグループ連絡会、研修会の開催。
 - ・ ボランティア養成講座の実施。
 - ・ ボランティア活動者の交流会を開催。
- ③ 広報・啓発活動
- ・ IT技術の活用により情報発信機能を強化し、広報・啓発を行う。
 - ・ ボランティア通信を作成し情報発信。
 - ・ 広報紙やFacebook等を活用した情報発信。
- ④ 多様な活動者・団体との連携・協働
- ・ 地域の企業、団体、施設による社会貢献活動との連携。
 - ・ 東成サロン連絡会の開催。
 - ・ 子どもの居場所づくりに関連した研修の開催。
- ⑤ 福祉教育の推進
- ・ 学校や地域住民等を対象とした、車いす体験、高齢者疑似体験教材等を活用した福祉教育の実践と小・中学生や地域住民を対象とした、車いす体験、高齢者疑似体験講座等の開催。
 - ・ 福祉教育を行う際のボランティアの育成。
- ⑥ 有償による支え合い活動の支援
- ・ 会の活動を広報し、会員の拡大を図る。
 - ・ 会員の受付を行い、説明を行う。
 - ・ 支援ニーズの受付。
 - ・ 支え合い活動の調整。
 - ・ 会員の研修や交流会の実施。
 - ・ 生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービスへの充実を検討。

II 介護保険法による事業

7 地域包括支援センター事業（事業活動支出 92,589,000円）

大阪市から東成区南部地域包括支援センター事業を受託し、大成、今里、神路、深江、片江地域を担当圏域として事業を実施する。高齢者が、できる限り自立した生活ができるように、要介護状態となっても、その人のニーズや状態の変化に応じて必要な支援を受けることができるよう支援する。また、地域住民を含めた様々な機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けることができるように地域包括ケア体制の確立を目指す。

- ① 総合相談支援
- ・ 高齢者やその家族のくらしや介護に関する相談対応。
 - ・ 地域活動者の連携促進により、要援護高齢者の実態把握を実施。
- ② 虐待の早期発見・防止などの権利擁護
- ・ 高齢者虐待の通報相談受付・対応。
 - ・ 高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護に関する研修会の開催、普及啓発。
 - ・ 成年後見制度の利用促進・申立支援、消費者被害防止のための情報提供。
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・ ケアマネジャーの個別相談、連絡会の開催を通してのケアマネジャー支援
- ・ 介護予防ケアマネジメント支援や総合相談等の機会に高齢者、家族、支援者へおまもりネットの活用を勧める。
- ・ 障がい者支援機関と高齢者支援機関との合同研修会の開催。
- ・ 地域包括ケアシステム推進会議への参画。
- ・ 区内医療・介護・福祉関係者の各種連絡会への参画。

④ 地域ケア会議の開催

- ・ 個別ケースの地域ケア会議の開催。
- ・ 自立支援型ケアマネジメント検討会議・小会議の開催
- ・ 地域ケア会議からの地域課題を検討する会議の開催。
- ・ 事例検討会（振り返りの地域ケア会議）の開催。
- ・ 各地域ケア会議から課題抽出、対応策を検討、活動計画を作成。運営協議会での報告。

⑤ 介護予防ケアマネジメント

- ・ 要支援者や総合事業対象者のケアマネジメントを実施。
- ・ 生活支援コーディネーター、地域担当保健師と連携した介護予防に関する活動の周知。
- ・ 介護予防に関する広報誌による啓発や研修会等の開催。

⑥ 家族介護支援

- ・ 地域包括支援センター、ランチ連絡会での家族介護支援事業の実施。
- ・ 家族介護者のつどいの開催支援。
- ・ 介護に関する情報発信。

⑦ 認知症高齢者支援

- ・ キャラバン・メイト連絡会でのサポーター養成研修の開催。おれんじナビ発行周知。
- ・ 地域活動者と認知症高齢者への声かけ訓練・地域連続講座での認知症の啓発。
- ・ 区内認知症施策関連の連絡会に参画。

⑧ 高齢者支援に関する周知

- ・ センターだより 毎月 650 部発行、特別号（敬老会配布用）2,000 部発行。
- ・ 地域における出張相談会の定期開催。

8 生活支援体制整備（生活支援コーディネーター配置）事業（事業活動支出 13,528,000 円）

多様な参加・参画により、高齢者の社会参加と地域における支え合いをすすめ、住み慣れた地域で、自ら介護予防に取り組む、健康に暮らし続けられる体制づくりを行います。

① 地域資源の把握・ネットワーク化

- ・ 第1層、第2層生活支援コーディネーターの連携、介護予防と生活支援につながる資源とニーズを把握する体制の構築。
- ・ 介護予防、生活支援サービス提供主体との情報交換の場（協議体）の設定。

② 地域資源・サービスの開発

- ・ 地域福祉活動サポーターと連携したつどいの場づくりや、参加しやすい活動の充実。
- ・ 市民活動団体やボランティア、介護事業者や民間事業者等、多様な活動主体と連携したつどいの場及び生活支援につながる活動の創出。

③ 活動の場の発掘・開発

- ・ 生活支援の担い手づくりやつどいの場づくりにつながる講座の開催。
- ・ 民間事業者と連携した活動の場の発掘。

④ サービス実施情報の提供・周知

- ・ 情報誌『SHARE かわらばん』の発行。
- ・ ケアマネジャーに向けた情報発信。
- ・ 地域包括支援センターや在宅医療・介護連携支援コーディネーター、オレンジチーム、保健福祉センター等と連携し、介護予防の意識醸成に向け、各地域の集会所において啓発及び情報発信。

9 住民の助け合いによる生活支援活動事業（事業活動支出 100,000 円）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、近隣住民とのつながり、地域での活動参加、普段からの主体的な介護予防の取り組みが継続されることが必要である。より多くの高齢者が、支え手となって主体的に活動に取り組むことを目指す。

① 研修の実施

- ・ 活動者が無理なく活動でき、自身の介護予防につながることを理解できるプログラムを設定し、研修を実施。

② 周知方法

- ・ 地域福祉活動の場（食事サービス、ふれあい喫茶、サロン活動等）での事業周知。
- ・ 法人広報紙、チラシにより、広く区民に事業を周知。
- ・ きづくちゃん「たすけ愛」活動の会の活動会員を対象に事業説明会を実施し、活動登録につなげる。
- ・ 生活支援コーディネーターと連携し、活動事例等を広く情報発信し、この事業が地域に根付き、広がる方策を検討する。
- ・ 活動者が自身の活動経験を話す等、活動について広く周知できるイベントを企画し、実施する。

③ 活動者への支援

- ・ 『きづくちゃん「たすけ愛」活動の会』と連携した事業推進を基本とし、連絡会を定期的
に開催し、活動者からの希望を聞き取り、研修を行う。
- ・ 活動が充実していくよう、知識・技術・経験をシェアする場を持ち会員同士で学び合える
ようにする。

10 介護予防教室（なにわ元気塾）事業（事業活動支出 7,480,000 円）

① 介護予防教室（なにわ元気塾）事業

- ・ 11校下の憩の家や地域集会所などで、介護予防を目的とした運動、栄養、口腔、認知症・
うつ予防などのプログラムを、“いきいきのつどい”の愛称で実施する。
- ・ 実施するプログラムの内容に「フレイル予防」を取り入れて実施することを今年の特徴と
する。
- ・ 月1回 11地域において実施 年間累計132回実施。

② 運動教室（２種類のプログラム）の開催

- ・ マシンを活用した運動教室。

場所：在宅サービスセンター３Ｆトレーニングルーム（定員：各コース１０名）

１クール１２回のコースを、３コース（火・水・金）３クール実施。

- ・ 健康サポートプログラム（定員：各コース２０名）

場所：在宅サービスセンター３Ｆ多目的室 　いずれも月曜日に開催。

Aコース（前期１０回／後期１０回）　Bコース（前期１０回／後期１０回）。

２週間に１回のペースで、自分でできる運動と閉じこもり防止のプログラム内容で実施。

11 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業（事業活動支出 15,472,000円）

要介護１から要介護５の認定を受けた方への介護サービスと要支援１・２の方への介護予防サービス（送迎・入浴・食事・レクリエーション等）を行う。

- ① 高齢者の閉じこもり防止、ふれあいの場の提供、家族の介護負担の軽減などの役割を担う。
- ② 利用者や家族の要望に応えるサービスとなるよう、実施内容の充実に向けた検討を行う。
 - ・ サービス提供時間（基本）午前９時３０分～午後３時３０分（送迎を除く）。

12 居宅介護支援事業（事業活動支出 8,001,000円）

介護に関する相談に応じ、利用者の生活の質の向上や家族の介護負担の軽減に努める。

- ① 介護保険サービスやその他のサービス利用に必要なケアプランを作成し、利用者と家族を支援。
- ② サービスの提供が確保されるように居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整。
- ③ スキルアップのための研修や情報交換会等への参加。

Ⅲ 市・区・市社協からの事業受託による事業

13 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（事業活動支出 16,566,000円）

福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援につながっていない要援護者への支援や災害時における避難支援等を目的とした名簿を作成する。また、認知症高齢者等の徘徊による事故も深刻な問題であり、区民や事業者に対し、協力を依頼し、いち早い発見のためメール配信をおこなう。

① 地域の見守り活動の支援

- ・ 各戸郵送及び訪問により本人の意向確認。
- ・ 同意のあった要援護者の地域の見守り活動へのつなぎ。
- ・ 「名簿」を活用し、地域での平時の見守りと災害時の避難支援に備える。
- ・ 見守り相談室だよりを発行し、地域での見守り活動へつなぐ。

② 孤立世帯等への専門的対応

- ・ 同意確認の訪問から要援護者を発見、必要な支援へのつなぎ。
- ・ 孤立死のリスクが高い要援護者への家庭を訪問し、見守りにつなぐ。

- ・ ライフライン事業者等からの通報に対して、「名簿」を活用して世帯状態を把握し、現地での安否の確認を実施。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で就労や生活に課題を抱える人が増加。生活貸付や住宅確保給付金申請の際に発見した生きづらさを抱える人の支援を他機関と連携して実施し、地域へもつなげる。

③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

- ・ 認知症高齢者等の行方不明時、氏名や身体的特徴等の情報を関係機関や団体など協力者にメール配信し、早期発見。
- ・ 協力者連絡会の開催により情報共有及び意見交換等の実施。
- ・ 協力者及び他機関と連携した「見守り声かけ訓練」や「協力者連絡会」の実施により認知症高齢者の早期発見と見守りの強化。
- ・ 警察との連携により情報共有のあった保護の支援対象者について、家族、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター等と連携し必要な制度、見守りメール事前登録の推進。
- ・ 繰り返し保護される支援対象者に対し、家族の介護負担軽減を目的に徘徊認知症高齢者位置情報探索事業を紹介。

14 高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業（事業活動支出 22,644,000円）

「誰もが地域の中で、等しくその尊厳が守られ、つながりを大切にしながら、暮らし続けられるまちをつくる」ということを目的に、おまもりネット事業をはじめとした地域福祉活動を支援する。そのため、各校下社会福祉協議会から推薦された地域福祉活動サポーターを地域集会所、老人憩の家等に配置する。また、緊急時安否確認（かぎ預かり）事業において、利用者からかぎを預かる際に担当者と同行し、状況把握に努める。

① おまもりネット事業の推進

- ・ 各校下で実施されているおまもりネット事業の推進に向け、「ひがしなり WELL-LINE」と協働し、毎月実施される連絡会において事業実施状況について情報交換をし、事業を推進。
 - ： 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所をはじめさまざまな専門機関等との連携を強化し事業を推進。
- ・ 登録内容の更新
 - ： 緊急時の対応にも使用することから、常に新しい情報を反映するため、各地域行事等の相談会の場を通じて更新手続きの推進
 - ： ケアマネジャーや支援者に協力を呼びかけ更新の支援。

② 地域福祉活動の推進

- ・ ふれあい型高齢者食事サービス事業の推進
 - ： 生活に不安を抱えたひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、食事サービスを行い、ボランティアによる見守り活動やつながりづくりを推進。
- ・ ふれあい喫茶・サロン活動の推進
 - ： 地域におけるつながりづくりを目的に住民がお茶を飲みながら交流できる場として喫茶・サロン活動を支援。
 - ： 男性や若い世代の方等誰もが参加でき交流できる居場所づくりの支援。

- ・ 子育て支援活動の推進
 - ： 子育て中の親同士が互いにつながり合い、交流を深め、情報交換を行い、また、地域ともつながることで安心して子育てができるよう子育てサークル活動を支援。
- ・ 見まもり・声かけ活動の推進
 - ： 各校下で実施しているさまざまな見まもり声かけにかかわる活動について、活動者を支援し、福祉課題の解決へつなげる。
- ・ 介護予防を目的とした居場所づくりを支援
 - ： 生活支援コーディネーターと連携し、活動の仕組みづくりや居場所づくりを支援。
- ③ 要支援者への個別支援のためのコーディネート業務
 - ・ 要支援者に関する個別の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行い、相談内容に応じて個別訪問を行い対応。
 - ・ 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業において、利用者からかぎを預かる際に担当者と同行し、連携により利用者の情報を把握。
 - ・ 校下において、地域活動者、地域包括支援センター・ブランチ、区役所、区社協、地域福祉活動サポーター等が参加する地域ケアネットワーク連絡会を開催。
 - ・ 個別援助課題や支援困難課題について、情報共有し、解決に向け調整を行う。
- ④ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業との連携
 - ・ 個別のみまもり等で、孤立世帯等の把握に至った場合は見守り相談室に報告し、同行訪問が必要な場合は対応。
 - ・ 地域ケアネットワーク連絡会を活用し、地域での見守りに同意された方に対して、見守り活動者と情報共有。
 - ・ 見守り相談室に登録している認知症高齢者の行方不明時の早期発見につながるよう連携。
 - ・ 地域に提供された情報が、見守り活動に具体的に使用され、見まもり声かけ訓練のような学習会や話合いの場を企画・支援。

15 生活福祉資金等貸付事務事業（事業活動支出 4,000,000円）

低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、生活福祉資金の貸付と民生委員による必要な見守り、相談を行うことにより、経済的自立および生活意欲の向上を図る。また、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう生活困窮者自立相談窓口や各関係機関と連携し支援する。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による、特例貸付関係事務の継続等、情報収集、相談対応に努める。

16 東成区老人福祉センター（事業活動支出 18,400,000円）

高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援する区の拠点施設として、老人クラブなどの関係住民団体や利用者、区民の方々、区役所等と連携・協働しながら、地域の高齢者に役立つさまざまな事業を実施する。

新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」が定着する中、感染症対策に配慮した取組みを徹底するとともに、来館しなくてもセンターを利用できる取組みを模索し、「高齢者の

元気づくり」に活用される情報発信に努める。

① 高齢者の元気づくりの区拠点施設づくり

- ・ 教養講座、短期体験講座の実施 及び 自主サークル活動の育成・支援、参加の促進
 - ： 阿波おどり、アロマセラピー、歩こう会、似顔絵など、「体験講座」の開催
 - ： 自主サークルの会員拡大や発表の場の提供など、活動の支援（現在 36 サークル）
- ・ 生きがい探求のきっかけとなる講座（生きがいチャレンジ講座）等の開催
 - ： スマートフォン体験やパソコン講座、うたごえサロン、連続学習講座（いちよう学園）等の開催
- ・ 高齢者や家族、地域関係者に役立つ「くらし・福祉講座」の開催
 - ： 終活（遺言・相続、尊厳死等）を考える連続講座、自分史（エンディングノート）づくり、救急法、包括相談会等の開催
- ・ 合同行事等実施による高齢者の交流と生きがいづくりの促進
 - ： 文化祭、演芸大会（おたっしや表彰・誕生会）、懐かしの写真展、初釜（お茶席）、卓球大会、民謡大会等の開催
- ・ 高齢者福祉月間行事への参加・促進
 - ： 市高齢者福祉大会、各校下敬老会等への参加
- ・ 健康づくりと介護予防の促進
 - ： 健康講座、連続講座（パンジー学園）、百歳体操普及会、健康ウォーキング、料理教室等の開催
- ・ 「高齢者のいきがいと健康づくり総合推進会議」事務局の運営、各種企画の実施

② 福祉のまちづくり応援のあたたかい施設づくり

- ・ 世代間交流促進と事業実施
 - ： ニュースポーツ体験、こどもカーニバル、親・子・孫で楽しむ子どもいろいろ体験（お正月遊び&百人一首、落語、卓球、茶道、生け花、将棋、野菜収穫体験等）の開催
- ・ 自主的な地域活動・ボランティア活動への参加支援
 - ： ふれあい広場や区民まつりへの参画、ボランティア活動講座、認知症サポーター養成講座、介護予防ポイント事業登録講習会、オレンジかふえ東成の開催等

③ 生きがい活動モデルの発信拠点施設づくり

- ・ 老人クラブ・老人憩の家の活動支援、協働事業の開催（ふれあい演芸会、健康ウォーキング等）
- ・ 相談支援・情報提供発信力の充実
- ・ 身近な相談に対応できる体制づくり
 - ： 関係機関、団体と連携し、生きがい、健康、仲間づくりや社会参加に関する身近な相談窓口としての役割を果たす
- ・ 効果的な広報活動
 - ： 高齢者情報紙「すこやか 2022」の発行（各地域の敬老会で配布）
 - ： 「いきいきシニア活動マップ 2023」の発行
 - ： 「センターだより」の発行（年 12 回 1500 部、季刊号年 4 回）

- : 区広報紙「ひがしなりだより」への情報掲載
- : 区社協機関紙「ひがしなり」等関係機関広報紙への情報掲載
- : 利用サークルの活動紹介、発表の場の確保・拡大
(区役所、図書館、センター玄関ギャラリー展示、ふれ愛パンジー作品展、等)
- : 市・区社協ホームページ、フェイスブックによる周知・広報

17 子育て活動支援事業（事業活動支出 34,820,000円）

次代を担う子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちへの支援を行います。

① 子育て情報の収集・提供

プラザのイベント情報だけではなく、スキンケアや歯についての乳幼児の健康や子どもへの声かけのコツなどの実用的な育児情報から制度や環境などの子育て支援情報まで、さまざまな内容を掲載したおたよりを毎月発行する。また、区内の子育て情報、近隣区の子育て情報等を収集し、館内の情報コーナー等を使って提供する。

② 自主的な子育て活動への支援

出前講座を通して、地域の子育て支援者や団体に対し、プログラムの提供や遊びの指導などを行ない、総合的な子育て支援力の強化を図る。

保護者が中心となって立ち上げた親子サークルの運営に協力・助言し、活動しやすい環境づくりを行う。

③ 子育て中の親子への支援

子育て力の低下を大きな課題と捉え、その向上を目的とした講座や行事を企画・開催する。

- ・ 子育て中の親同士が、相談できる仲間づくり、情報交換できる機会を提供。
- ・ 「妊娠期からの子育て支援」をテーマにプレママ・プレパパ講座を実施し、出産に対する不安の軽減や解消を図る。

④ 児童の健全育成

地域や学校との連携を強め、大人と子どもと一緒に様々な体験を共有する機会や、子どもたちが自ら学び・考え・主体的に判断できる企画（イベント・行事）を実施する。

⑤ 地域関連への取り組み世代間交流等

子育て支援ネットワークを通じ、自ら支援を求められない家庭を早期に把握し、相談機関と連携し、見守りや支援を行う。

児童と乳幼児、高齢者と子どもなど、世代間で交流できるイベントやボランティア体験行事などを企画実施する。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり・幼稚園や保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育ニーズに応えるために、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を実施するための調整業務等を行う。

- ・ 提供会員の増員が必要な状況であることから、子育て支援ボランティア講座を開催。
- ・ 会員のスキルアップと会員同士の交流を目的に交流会・学習会を開催し、事業の推進を図

る。

- ・ 事業案内チラシを作成し、区内の関係機関、保育所(園)・幼稚園、企業等に積極的な周知を行う。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

- ・ 乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための機会として安心して遊ぶことが出来る安全な場所を提供。
- ・ 子育て力の向上や育児疲れの軽減を目的とした子育て支援講座、リフレッシュ講座などを企画実施。
- ・ 支援が必要と思われるケースについては、子育て支援室等と連携し、情報交換、意見交換を行いながら適切な見守りや支援を行う。
- ・ 各地域の子育てふれあいサークルやイベントの情報収集を行い、おたよりやホームページを活用して、プラザ以外の遊びの場の情報を発信。

⑧ 区独自事業・区内連携事業等

- ・ 子育て中の親子の孤立化防止に資するため、区内各小学校下で主任児童委員等が中心になって実施している子育てサークルと連携した出張プラザなどの取り組みを実施する。
- ・ 区役所で実施する「利用者支援事業」と連携し、プラザでの出張相談や「すくすく・つながるフェア」などの取り組みに協力する。
- ・ 区役所や関係機関と連携した、次に示す子育て支援イベント「東成区子育てサークル大集合」等に参画する。
- ・ プラザから離れた地域に住む子育て層が、身近な場所でプラザ事業を体験できるよう、「プラザフェスタ」を開催する。
- ・ 幼少期から絵本になじむ機会を提供することを目的として、図書館との連携により絵本展を開催する。

18 日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）（事業活動支出 400,000 円）

在宅や社会福祉施設で生活している認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理を行い、利用者の生活支援を行う。